

重要事項説明書（訪問看護・介護予防訪問看護サービス）

〈2024年6月1日現在〉

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条、第35号第74条に基づいて、事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

法人名称	特定非営利活動法人 福祉広場	
代表者	理事長 池添 素	
主たる事務所の所在地	(住所)	京都市北区北野紅梅町85 弥生マンション内
代表者	(電話)	075-465-4130
電話番号	(FAX)	075-465-4151
設立年月日	2006年9月1日（訪問看護：2015年9月7日）	

2. ご利用事業所

事業所名称	訪問看護ステーションひろば	
管理者	村地 真紀子	
所在地	(住所)	京都市北区平野東柳町38番地
	(電話)	075-366-8190
	(FAX)	075-366-8290
サービスの種類	訪問看護	
介護保険事業所番号	2660290152	
通常の事業の実施地域	事業所からおよそ半径3キロの範囲の北区、上京区、中京区、右京区	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	在宅療養者（児）に対し、医師の指示により療養上の世話または診療の補助を行うことにより、障がいや疾患を持っても自宅でその人らしく生活できることを支える
運営の方針	訪問看護師は療養者の心身の特性をふまえ、自立した日常生活が営めるよう、その方らしい療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指す。

4. 事業所の職員体制

従業者の職種	ご利用事業所の従業者数勤務の体制
看護師 5名	常勤 3名、非常勤 2名
作業療法士 1名	非常勤 1名

5. 事業所の営業時間

営業日	月～土曜日 ただし国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は休業
営業時間	9時～17時 土曜日は9時～13時 （看護師による24時間相談及び訪問対応体制有り）

6. 利用料

- (1) 介護保険による訪問看護サービスを利用された場合は、保険給付で定められた負担割合の額を利用料として徴収させていただきます。
- (2) 医療保険の訪問看護をご利用の場合、あるいは介護保険であっても病状や病名によっては医療保険の適用となる場合があります。そのときの利用料は、別途説明用紙のとおり、医療保険で定められた額を頂きます。
- (3) 早朝、夜間、深夜の訪問や特別な管理が必要な方については、保険で定められた料金を頂きます。
- (4) 交通費につきましては頂きません。
- (5) その他の費用が必要となった場合は、その都度説明させて頂き、同意の上徴収させていただきます。

* 介護保険・医療保険外オプションとしてエンゼルケア料金（一律 10,000 円）

介護報酬単位

訪問看護費の基本単位（1 単位=10.7 円）

20 分未満	314 単位	（介護予防訪問看護 303 単位）
30 分未満	471 単位	（介護予防訪問看護 451 単位）
30 分以上 60 分未満	823 単位	（介護予防訪問看護 794 単位）
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1128 単位	（介護予防訪問看護 1090 単位）
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問 1 回につき	294 単位	（介護予防 284 単位）

訪問看護費の加算

サービス提供強化加算	I 6 単位/回 又は II 3 単位/回
夜間・早朝加算	基本単位の 0.25%
深夜加算	基本単位の 0.5%
複数名訪問看護加算	30 分未満 254 単位、30 分以上 402 単位
長時間の訪問看護加算	300 単位
特別管理加算	500 単位または 250 単位
緊急時訪問看護加算	600 単位
ターミナルケア加算	2500 単位
初回加算	350 単位または 300 単位
退院時共同指導加算	600 単位
看護・介護職員連携強化加算	250 単位
口腔連携強化加算	50 単位/回 ※月 1 回限り

7. キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用を中止する場合には速やかにご連絡ください。

訪問看護ステーションひろば：TEL 075-366-8190

FAX 075-366-8290

(2) 利用者の都合でサービスを中止する場合はできるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。（ただし、利用者の容態の急変など緊急やむを得ない場合はキャンセル料は不要です。

サービス利用日の前日まで	無 料
サービス利用日の当日	利用者負担金の50%

8. ターミナルケア時の基本方針

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に基づき、利用者本人と話し合い、利用者本人の意思決定を基本に、他の医療及び介護関係者との連携の上ケアを行います。

また、ターミナルケアにあたっては居宅介護支援事業所との連携をはかります。

9. 苦情申立窓口

当事業所の ご利用者相談窓口 担当 村地 真紀子 苦情解決責任者 担当 池添 素	ご利用時間 平日 9時～17時 電話 075-366-8190 FAX 075-366-8290 電話 075-465-4130 FAX 075-465-4151
京都市上京区健康長寿推進課 中京区健康長寿推進課 北区健康長寿推進課 右京区健康長寿推進課 国民健康保険団体連合会	電話 075-441-5107 (直通) 電話 075-812-2566 (直通) 電話 075-432-1366 (直通) 電話 075-861-1430 (直通) 電話 075-354-9090

10. 緊急時等における対応方法

療養者の主治医又は事業者の協力医療機関に連絡を行い、医師の指示に従います。

また、緊急連絡先に連絡いたします。状況により、救急搬送を行います。

利用者の 主治医	氏 名	
	所属医療機関の名称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
協力医療機関	医療機関の名称	

*** 非常災害時が発生した時はマニュアルに従って、利用者の安全確保を最優先に努めます**

1 1. 事故発生時の対応方法

療養者の家族、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）等と行政の関係窓口で連絡を行い、対処方法を検討のうえ、対応いたします。

連 絡 先	利用者の家族	氏 名	
		続 柄	
		電話番号	
	居宅介護支援事業者 （ケアマネジャー）等	事業所	
		担当者	
		電話番号	

1 2. 衛生管理並びに感染予防策

事業所は、訪問看護師の健康状態の管理、訪問看護事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に務め、感染症の予防及びまん延防止のための指針に基づき地域の感染拡大状況に合わせて、適切な対策を講じます。

1 3. 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や災害が発生した場合においても、他のサービス事業者とも連携し、利用者が継続して訪問看護の提供を受けられるように、訪問看護の提供を継続的に実施あるいは非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画という）を策定するとともに当該業務継続計画に従い看護師及びその他の従業者に対して必要な研修及び訓練を行います。

1 4. 虐待防止

事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じています。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図り、定期的に研修を実施します。
- （2）虐待防止のための指針を整備します。
- （3）サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、すみやかに市町村に通報します。

1 5. カスタマーハラスメントへの対応

事業所の職員に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメント行為などが発生した場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、行政及び居宅介護支援事業所に相談の上、サービスの中止や契約を解除する場合があります。

1 6. 訪問看護 DX 情報活用

事業所は、居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用して質の高い医療を提供できるよう努めます。

17. 事業所情報の掲載

この規定に定める事項は書面掲示に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するように掲載・公表しています。

18. その他

(1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
 - ② 看護師等は、保助看法上、療養上の世話又は診療の補助、介護保険上は利用者の心身の機能維持・回復のために療養上の補助をおこなうこととされていますので、ご了承ください。
 - ③ 看護師等に対する贈り物や飲食物のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (2) 訪問看護師は、利用者の状態に応じて臨時対応を行うことがあるため、計画された日時に変更を生じる場合がありますのでご了承ください。また、訪問当日の天候等により、時間の変更をお願いする場合があります。いずれの場合も事前に電話等でご連絡の上調整をさせていただきます。

以上の記載内容につき変更が生じた場合は、「変更一覧表」に変更内容を記載し、利用者と事業者の双方の合意をもって、記名をし、原契約書別紙に添付することとします。その際、事業者は変更内容につき「重要事項説明書」の該当箇所を利用者に十分説明するものとします。

指定訪問看護サービスの提供にあたり、利用者に対して契約書及びサービス内容説明書に基づき、重要事項を説明し、書類を交付しました。

年 月 日

(事業者)

住 所 京都市北区平野東柳町 38 番地

名 称 訪問看護ステーションひろば

説明者

(利用者)

私は、事業者から指定訪問看護サービスの重要事項についての説明を受け、サービスを受けること並びに利用料を支払うことに同意し、文書の交付を受けました。

また、契約書第 12 条の秘密保持に関し、サービス担当者会議及び他の事業所との連携を図る場合、または正当な事由のある場合において、利用者及び利用者家族の個人情報を契約の有効期間中、用いることに同意します。

年 月 日

利用者 氏 名

利用者の家族 氏 名

(署名代理人 利用者との関係 :)